

平成25年5月に共通番号（マイナンバー）法案が衆参両院で可決され、平成28年1月から利用が開始されることになった。

そこでマイナンバー制度と憲法のかかわりについて考える。

## 1. マイナンバー制度の概要

### (1) 経緯

☆社会保障と税の一体改革

2009年 衆院選民主党マニフェスト2009に税と社会保障の共通番号制度の導入を謳う

2009年 12月に発表された平成22年度税制改正大綱で番号制度の導入に言及

2010年 検討会設置

☆「国民ID制度」

2010年 このころから「国民ID制度」も浮上しその後一体化する

2011年 6月に「社会保障・税番号大綱」発表

2012年 2月に関連3法案提出するが11月16日の衆議院解散に伴い廃案

2013年 3月に関連4法案提出

2013年 5月に関連4法案成立

### (2) 関連4法案

①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（マイナンバー法・番号法）

②関係法律の整備法（住民基本台帳法など36の法律の改正）

③地方公共団体情報システム機構法

マイナンバーの生成などを処理するため地方公共団体が共同で設置する組織

④内閣法等の一部を改正する法律（政府CIO法）

政府全体のIT政策を統括する者（「内閣情報通信政策監」政府CIO）を設置

※「医療分野の個別法」の後日整備を予定（ただし法案提出時期は未定）

### (3) マイナンバー法の3つの顔 第1条（目的）

①社会保障と税の一体改革の支援

②国・自治体間の情報連携、効率的な情報管理・行政事務処理、簡素な行政サービスの実現

### ③個人情報保護法制の特例法

#### (4) 制度の仕組み

##### ①付番

住民票を有する全員（日本国籍保持者、中長期在留者、特別永住者等）に、唯一無二の目に見える12ケタの「個人番号」を割り当てる（法人にも13ケタの法人番号を付番する）。

##### ②情報連携

複数の機関間において、機関ごとに管理している同一人の情報を連携させて、その情報を相互に活用する仕組み。

##### ③本人確認

個人が自分の番号の真正性、本人性を証明するための仕組み。

#### (5) 制度実施までのスケジュール

- 2014年 4月地方公共団体情報システム機構[j-LIS]設立（地方自治情報センター廃止）
- 2014年 個人情報保護評価指針公表（自治体で評価書作成/民間企業は不要）
- 2015年 3月に市町村の住基システム改修完了（平成26年度作業）
- 2015年 自治体条例の改正
- 2015年 10月から各個人に12ケタの背番号である「個人番号/共通番号」を通知
- 2016年 1月からマイナンバー利用開始及び個人番号カード公布
- 2017年 1月から情報連携（データ照会）開始（自治体では17年7月から）
- 2018年 金融口座へのマイナンバーの任意適用（予定）
- 2021年 金融口座へのマイナンバー適用義務化（予定）

#### (6) マイナンバーの利用範囲

☆マイナンバー法9条、別表第1に記載された事務

- ①社会保障分野（年金、労働、福祉、医療、介護その他）
- ②税分野（国税・地方税）
- ③防災分野

「被災者生活再建支援金の支給に関する事務」として災害時の金融機関の利用も含まれる。

##### ④その他

法の目的に反しない範囲であれば、自治体独自の利用を単独で決めることもできる。

☆民間によるマイナンバーの利用

上記事務に関わって、税法上企業の提出が義務づけられている法定調書や給与支払報告書の作成に、企業、税理士事務所等がかかわることになる。

## ☆民間によるマイナンバー制度の利用の拡大

### ①マイナンバーの導入段階での限定利用

マイナンバーの導入段階での利用は93項目で、具体的には、税務署に報告する給与や各種納税記録、健康保険診療記録、失業保険（雇用保険）記録、公営住宅記録、固定資産税関連記録、児童手当記録、日本学生支援機構の奨学生記録、母子健康手帳記録、公的年金記録など。

### ②マイナンバー拡大利用スケジュール

- ・現段階では、マイナンバーの利用は、社会保障・税・災害対策に限定される。
- ・したがって、課税庁が税分野においてマイナンバーを把握できるのは、納税状況や雇用主が従業者などに支払う給与関連の法定資料などに限られる。
- ・個人の金融口座や不動産などの資産情報は対象外である。
- ・ところが、政府税調や政府のIT総合戦略本部、産業界は、早くも「第二段階利用」、「第三段階利用」へと動き出している。

### ③第二段階 全行政への拡大利用（あらゆる行政分野＋これらの分野関連の民間利用）

- ・「政府は、この法律施行後の3年を目途として・・・個人情報の利用及び情報利用ネットワークシステムを利用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること・・・」（共通番号法附則6条1項）とされており、将来的にはマイナンバーをあらゆる行政分野へ使うという方向である。
- ・マイナンバーそのものの利用には厳しい制約がかかっている一方、個人番号カードで本人確認をする機能は自治体や民間企業が幅広く利用できる。例えば千葉市は国民健康保険の保険証と個人番号カードの統合を検討している。自治体は条例で定めれば、ICチップの空き領域を使って図書館カードなどの機能を付け加えることも可能である。

### ④第三段階 民間の自由な利用

- ・自民党のIT戦略特別委員会は、個人番号カードに運転免許証やクレジットカードなどの機能もつけ、東京五輪の2020年までに広く普及させる、との計画を立てた。
- ・生保業界は「共通番号である個人番号／マイナンバーを民間保険業務へも自由に使わせてほしい」との要望書を政府に提出している。これは、病歴がマイナンバーで管理されることを見込んで、生保業界が番号管理された当該病歴を保険加入審査へ利活用しようと考えていることによる。
- ・NECは個人番号カードで転居時の住所変更を済ませるシステムを売り出せないか検討している。ATMにカードを入れ、ICチップで本人確認をした上で、住所情報を電気やガス会社に送れるようにする計画である。

### ⑤マイナンバー拡大利用の問題点

- ・第三段階の「民間の自由な利用」を許すと、例えば貸金業者は借手にマイナンバーの提示を求めたうえで貸し付けをできるようになる。その貸金業者が潰れ、消費者の個人番

号情報が垂れ流しになり、闇で売買される等々、何でもあり得る。

セキュリティー大手トレンドマイクロの染谷征良さんは「導入当初のリスクは確かに低い、民間利用が広がれば広がるほどほどリスクが増える」と注意を促す。

- ・政府関係者は、将来的に預貯金口座とマイナンバーの結びつけに期待を寄せる。負担能力に応じて医療・福祉サービスの増減させる仕組みの拡大に活用できるからだ。
- ・介護保険制度では2015年8月から所得が低くても一定の預貯金などがある人は、特別養護老人ホームなどの介護施設で生活する食費や部屋代の負担軽減から外れる。所得が低くても単身者で1千万円、夫婦で2千万円を超す預貯金や有価証券があれば軽減対象外とする内容だ。ただし今は預貯金の額などは原則自己申告に頼っている。これが「預貯金口座とマイナンバーのひも付けが将来義務化されたら確実に照会ができる」と厚労省幹部は話す。しかし、この制度自体今まで所得税を払って貯めてきたものに対する課税とも考えられ、税の在り方、社会保障の在り方の根本問題にもかかわるし、介護を受ける人は預金を下ろしてしまうことにもつながりかねない。
- ・日本医師会は、個人番号に健康保険証の機能を持たせた場合、病歴などが漏れる恐れがあるとして、「患者のプライバシー保護や安心の観点から単純に容認できない」と反対している。

## 2. 憲法上の諸論点

### (1) プライバシーの権利・個人の尊厳との関係

☆国家が管理することによりプライバシーの権利、「放っておかれる権利」である「自己情報コントロール権」が犯される。

☆個人の尊厳に密接に関わる、医療、思想などのセンシティブな情報が追跡され突合せされる。

### (2) 批判的検討

#### ①マイナンバーと憲法13条

共通番号を使い「国家による全国民のあらゆる個人情報の一元的分散管理」は、自由な社会、個人の人格権を保障する憲法に違反しないのか。

また、自己情報コントロール権をマイポータルにより行使したい者は、公権力が指定した個人番号ICカードを所持せよとの考えは、憲法13条で保障されたプライバシー権に違反するのでは。

さらに、災害時に利用するというが、マイナンバーがないと災害救援が後回しにされるようなことがあってはならないことでは。災害時には分け隔てなく救援することは国際的な常識である。

#### ②マイナンバーと憲法25条

マイナンバーにより給付を行うとしているが、かえって受給の抑制、受診の抑制が起こることも懸念される。

例えば、社会保障と医療の自己負担の合計額に上限を設定する総合合算制度は、社会保障の個人会計・家計簿になってしまう可能性もある。

### ③マイナンバーと憲法27条

マイナンバー（個人番号ICカード）がなければ働けないことになれば、ホームレスのように理由がある人は社会保障の受給も受けられず、雇用からも排除される。

### ④マイナンバーと憲法29条・14条

マイナンバーにより租税負担の公平が促進するとされているが、労働人口の90%を占める給与所得者はもともと補足率が高く、事業所得の収入と経費の補足はマイナンバーでは上がらない。

### ⑤マイナンバーと憲法35条

マイナンバーは税務調査にどのような影響を与えるかを考える。

共通番号法19条12号では、「政府機関は、国会証言等に関する審査や調査、訴訟手続きその他裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査」、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」には、各人の個人番号付きの個人情報（特定個人情報）の提示を求めることができる、とされている。

すると、課税庁は調査の際、事業者や納税者の手元にある「個人番号」付きの法定調書を含む帳簿書類等の提示、提出、留め置きができることになる。

今後、マイナンバーの拡大利用がすすめば、政府は、「公益上の必要」があるということで、公権力行使の一環として個人各人のマイナンバーを収集、利用すれば、個人情報に対する国家のアクセス権のフリーパス化が際限なく進むことになり、「プライバシー権とは何か」が根本から問われてくる。

さらに、そのやり方によっては、憲法35条が保障する令状主義のルールの形骸化、ルート回避の新たなルートを拓くことにもつながる。

## 3. 結論

マイナンバー制導入により、我々は3つの暴力にさらされる。

一つ目は「権力」による監視である。

二つ目は、あくなき利潤追求をするという「市場」の暴力である。自分たちの顧客の中の優良な顧客とそうでない顧客をより分けたい、労働者もより分けて選別された人達が、労働市場からつまはじきにされる。

三つ目は、成りすまし犯罪という「社会」である。マイナンバー制は、「民」「民」「官」で使う番号で、外部から見るができる番号を使うので情報漏えいによる成りすましは

必ず起こる。日本は本人確認をちゃんとやるからアメリカみたいに成りすましは起きません、というのが自分の番号が成りすましにより汚れてしまった人は、他の番号でないと生きていけない。番号制により成りすまさないで生きていけない世界ができてしまう

政府は3年後からのマイナンバーの民間利用を公表しており、銀行、証券会社、信託会社その他の金融機関などがそれらの取引先に付している口座番号などをすべてマイナンバーに付け替えさせることも考えられる。

成りすまし犯罪が大問題になっているアメリカは個別番号に戻すことを検討している。ICカードで本人確認をしていたイギリスは、国内パスポートの制度は人権の点から問題であると考え廃止に踏み切った。

日本は、個別番号で何も困っていないのに6000億円とも言われる導入費をかけ、300億円のランニングコストを使って憲法違反の3つの暴力にさらされた国を作ろうとしている。

国民総背番号制である共通番号の実施に伴う個人番号や個人番号カードの取り扱いは、行政当局だけでなく、税務や労務、社会保険などの業務の関係する企業やそうした業務に関与、受託する税理士などの専門職にも大きな影響を及ぼす。

商店経営者や会社経営者などの事業者は、これまでも税金の天引き徴収、各種社会保険料の徴収などで、散々タダ働きをさせられてきている。加えてマイナンバーのような危ない番号を取り扱うように要求される。しかも洩らしたら厳罰に処せられる。マイナンバー制度は民間企業いじめ、税理士いじめの仕組みである。

納税者の権利擁護、中小企業の味方を自負する税理士が、この制度の推進役になっていはいはずがない。

理論面においても、国民に負担を強いる制度設計からしても、番号制の内容を知れば知るほど、国民のために百害あって一利なしの制度である。

我々は、まずは民間利用の拡大に反対し、さらにマイナンバー制度自体を廃止に追い込む必要があると強く思う。